



## 市老連だより 14

平成 30 年 12 月 21 日

一 般 社 団 法 人  
大 阪 市 老 人 福 祉 施 設 連 盟  
施 設 長 各 位

一 般 社 団 法 人  
大 阪 市 老 人 福 祉 施 設 連 盟  
代 表 理 事 後 藤 静 男

- ①消費税率引き上げに伴い介護報酬プラス0.39%
- ②2019年10月改定の審議報告を大筋了承 介護給付費分科会

時下、ますます、ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

### ①消費税率引き上げに伴い介護報酬プラス 0.39%

介護報酬が消費税率引き上げ対応で 2019 年 10 月に 0.39%の引き上げを実施。これとは別に基準費用額（介護保険施設利用時の食費・居住費）の引き上げに伴う、低所得者対策（補足給付）のための財源として国費約 7 億円を確保します。生活保護受給者や住民税非課税世帯などの低所得者に対しては、基準費用額から利用者負担限度額を控除した差額が特定入所者介護サービス費として介護保険から補足的に給付されています。

### ②2019 年 10 月改定の審議報告を大筋了承 介護給付費分科会

社会保障審議会・介護給付費分科会は 12 月 19 日、2019 年 10 月の介護報酬改定に関する審議報告を大筋で了承しました。消費税率引き上げ相当分の介護報酬への上乗せと、介護職員の処遇改善を行います。加算の新設で対応する処遇改善は、勤続年数 10 年以上の介護福祉士が多い事業所ほど手厚い評価になるように、サービス種類別、同一サービス種類内それぞれで加算率に高低をつけるほか、加算財源の事業所内配分は、経験・技能のある介護職員、その他の介護職員、その他の職種で、平均処遇改善額の比率が概ね 2 対 1 対 0.5 となるようにします。

2019 年度改定で行う処遇改善の基本方針について審議報告は、「リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、介護職員の更なる処遇改善を行う」と明記しました。新設する加算は、▽現行の【介護職員処遇改善加算（I）～（III）】の取得▽同加算の職場環境等要件に該当する取り組みを複数実施▽当該取り組みのホームページへの掲載などを通じて見える化一の全てを満たすことを取得要件とします。

◆サービス種類別の加算率は勤続 10 年以上の介護福祉士数に応じて設定

サービス種類別の加算率は、経験・技能のある介護職員が多いほど評価が高くなるように、勤続10年以上の介護福祉士の数に応じて設定。同一サービス種類内でも加算率を2段階で設定し、高いほうの報酬を算定する場合は、介護福祉士の配置が手厚いことを担保する方法として、【サービス提供体制強化加算】などの取得を要件として求めます。

事業所内は、(1) 経験・技能のある介護職員、(2) その他の介護職員、(3) その他の職種一の順に財源を配分します。事業所の裁量で、すべての財源を経験・技能のある介護職員の処遇改善に充当することや、他の介護職員との2者で分配することも認めます。配分の具体的手順は、まず経験・技能のある介護職員から月額8万円の処遇改善、または処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金(年収440万円)以上になる者を選定。この職種区分の処遇改善平均額が、その他の介護職員の2倍以上になるように賃金を設定します。その他の職種にまで配分する場合は、処遇改善額平均額がその他の介護職員の2分の1を上回らないようにします。各職種区分内での職員1人ひとりの処遇改善額は、事業所が柔軟に設定できます。

◆ 区分支給限度基準額、基準費用額も引き上げへ

消費税率10%への引き上げに伴う対応では、増税相当分を基本単位数に上乘せすることを原則とし、加算への上乗せは、消費税負担が相当程度見込まれるものに限定します。増税分の上乗せで利用者が従前と同じサービスが受けられなくなる事態を避けるため、区分支給限度基準額を引き上げます。介護施設利用時の基準費用額(食費・居住費)も引き上げます。低所得者の負担限度額は据え置くが、基準費用額の引き上げで膨らむ補足給付(負担限度額と基準費用額の差額を介護保険から給付する仕組み)に必要な財源は、2019年度予算で国費7億円程度を確保済み。

分科会では、17日に行われた2019年度予算の大臣折衝の結果も報告されました。このうち、介護職員の処遇改善には、国費210億円程度を充てることが決まりました。政府は今回の処遇改善に公費1,000億円を投じる方針だが、その内訳は国費、地方自治体各500億円(いずれも満年度ベース)。厚労省は、2019年10月改定後の最初の介護レセプト請求が11月となるため、2020年3月までの5カ月分のみを2019年度予算に計上したと説明しました。

詳細資料については、下記URLにアップされています。あわせてご覧ください。

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420_00012.html)

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局  
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10  
大阪市立社会福祉センター 311  
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612